

令和 6 年

上尾市議会 3 月定例会議案

概 要

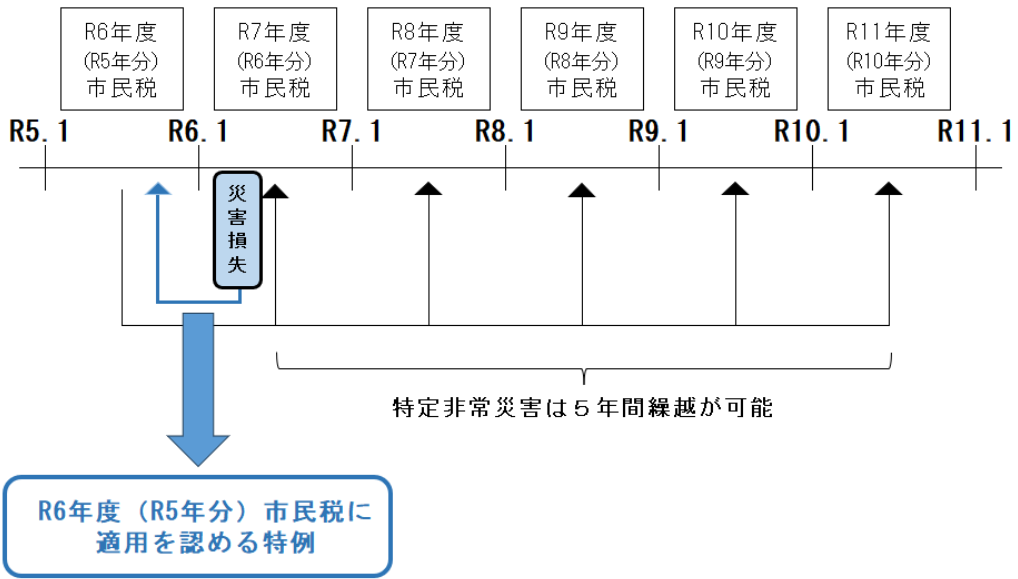
(追 加)

このページは白紙です。

議案第 3 6 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について

(行政経営部市民税課)

1 提案理由	地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に関し令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の規定を整備するもの
2 内容	<p>令和 6 年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和 5 年において生じた損失の金額として、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるよう規定を整備する。</p>  <p>R6年度 (R5年分) 市民税 R7年度 (R6年分) 市民税 R8年度 (R7年分) 市民税 R9年度 (R8年分) 市民税 R10年度 (R9年分) 市民税 R11年度 (R10年分) 市民税</p> <p>R5.1 R6.1 R7.1 R8.1 R9.1 R10.1 R11.1</p> <p>災害損失</p> <p>特定非常災害は5年間繰越が可能</p> <p>R6年度 (R5年分) 市民税に適用を認める特例</p>
3 施行期日	公布の日